平成２５年（フ）第１０号
徳島県小松島市田野町字仮家67番地
破産者　藤枝しのぶ
1　決定年月日　平成26年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
福岡県中間市通谷２丁目８番36号
破産者　浦上るり子
1　決定年月日　平成26年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市加治屋町７番８－706号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市住吉町３番８－805号
破産者　久留ひろみ
1　決定年月日　平成26年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５４１号
北九州市八幡西区折尾３丁目１－29　202号、住民票上の住所愛知県名古屋市天白区原２丁目3508番地の１　サンテラス近藤701
破産者　柴田　照夫
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６号
鹿児島県南さつま市加世田唐仁原6144番地１
破産者　中村　省吾
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３９７号
北九州市若松区迫田町７番46－508号
破産者　光安　翔太
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４号
富山県高岡市吉久３丁目３番９号
破産者　田子　宗成
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１０７号
富山県高岡市清水町２丁目４番40号
破産者　福井　　豊
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１３４号
富山県富山市婦中町分田142番地４
破産者　田中　史子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１６５号
富山県富山市五艘1426番地２　五福荘５号、開始決定時の住所富山県射水市松木721番地１
破産者　岡本　良幸
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１６６号
富山県富山市五艘1426番地２　五福荘５号、開始決定時の住所富山県射水市松木721番地１
破産者　岡本　良雄
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１７０号
富山県高岡市木津670番地１　南星ハイツ３．101号、開始決定時の住所富山県高岡市出来田90番地１　信開ベルシー高岡106号
破産者　中川　博之
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４８号
富山県高岡市鴨島町３番地
破産者　宮本　孝弘
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４０１号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘１棟202号、開始決定時の住所名古屋市熱田区切戸町３丁目６番地
破産者　コーヒーショップフジ中村店こと泉田展江こと　泉田　信子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４２号
名古屋市天白区保呂町1501番地　コンフォート森山103号、開始決定時の住所名古屋市天白区野並２丁目168番地の２
破産者　伊藤　秀貴
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４１号
名古屋市北区西味鋺４丁目530番地　西あじま荘２棟311号
破産者　高橋　利夫
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部